

議案第62号

職員旅費支給条例中一部改正の件

職員旅費支給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

職員旅費支給条例の一部を改正する条例

職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

（職員以外の者の旅費）

第23条の2 職員以外の者が町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため講師等として旅行した場合は、その者に対し旅費を支給する。

第24条中「かかわる」を「関わる」に、「場合において」を「場合において、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

職員以外の者に講師等を依頼する際の旅費支出のため、本条例を改正しようとするものであります。

職員旅費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(職員以外の者の旅費)</u> <u>第23条の2 職員以外の者が町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため講師等として旅行した場合は、その者に対し旅費を支給する。</u> (旅費の請求) 第24条 旅費(概算払に<u>関わる</u>旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に<u>関わる</u>旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。この<u>場合において</u>、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者はその請求に<u>関わる</u>旅費のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2 概算払に<u>関わる</u>旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後町長の指示する期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(旅費の請求) 第24条 旅費(概算払に<u>かかわる</u>旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に<u>かかわる</u>旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。この<u>場合において</u>必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者はその請求に<u>かかわる</u>旅費のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2 概算払に<u>かかわる</u>旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後町長の指示する期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p>